

国民年金事務の標準準拠システム及び住基異動者データ格納機能導入 並びに運用保守等業務委託に関する情報提供依頼（RFI）実施要領

1 背景と目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）」が令和 3 年 9 月 1 日に施行されたことにより、各自治体は住民記録や国民年金業務を含む 20 の業務システムを国の策定する標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）に令和 7 年度末を目標時期として移行することが求められています。

上記の国の方針に基づき、本市では、令和 8 年 1 月から国民年金事務のシステムを標準準拠システムに切り替えることを目指していましたが、デジタル庁から移行困難システムとしての認定を受けたことを踏まえ、切替え目標時期を令和 9 年 1 月に変更しています。

標準準拠システムの調達に当たっては、政令市規模の業務を確実かつ円滑に運用できるシステムの検討が必要不可欠であり、システムに関する製品・サービス情報を十分に収集することが必要です。

このため、自治体情報システムの開発・運用に精通しているシステム事業者の方に、製品・サービス情報等に係る情報提供をお願いするものです。

標準準拠システムは、ガバメントクラウド上での導入及び運用を想定しており、ガバメントクラウドへの移行（以下「リフト」という。）と標準準拠システムへの移行（以下「シフト」という。）を同時に行うことを想定しています。しかし、パッケージシステムの性質上、リフトとシフトを同時に実施するよりも、リフトを行う前にシフトを行った方が安定稼働の実現性が向上し、費用も削減されると予測される場合、この限りではありません。この場合には、リフトとシフトを同時に実施する方法とリフトを行う前にシフトを行う方法のそれぞれの実現方法及び費用を提示し、後者に実現性及び経済的合理性があることを示してください。

2 情報提供依頼に付する事項

本依頼では、本市が提示する各資料に基づき、次に示す各項目について資料の御提供を依頼します。貴社にて導入を予定している製品・サービスにおける対応及び費用等を御回答ください。

（1）提示資料

資料名称	概要
実施要領 (ウェブサイトにて公開)	● 情報提供依頼の実施要領を示した資料（本資料）
仕様書 (参加事業者へ別途配付)	● 国民年金事務の標準準拠システム及び住基異動者データ格納機能導入並びに運用保守等業務委託に係る要件を取りまとめた資料 [参照する資料] 国民年金事務の標準準拠システム及び住基異動者データ格納機能導入並びに運用保守等業務委託 調達仕様書

資料名称	概要
回答様式 (参加事業者へ別途配付)	● 様式 1 質問票 ● 様式 2 パッケージシステム詳細 ● 様式 3 導入スケジュール ● 様式 4 確認事項一覧 ● 様式 5 見積書 ● 様式 6 機能・帳票要件 ● 様式 7 帳票詳細要件 ● 様式 8 意見票

(2) 依頼する情報の内容

要件	依頼事項
各種要件に対する 実現方法	● システムの実現方法 [対応する回答様式] 様式 2 パッケージシステム詳細 様式 3 導入スケジュール 様式 8 意見票^{*1} *1 リフトとシフトを同時に実施しない場合の実現方式を提案する場合、様式 8 又は提案者の独自様式を用いてリフトとシフトを同時に実施する場合とリフトを行う前にシフトを行う場合のそれぞれの実現方法及び費用を提示し、受託者の提案に実現性及び経済的合理性があることを示してください。 ● 業務要件に対する実現方法 [対応する回答様式] 様式 6 機能・帳票要件^{*2} 様式 7 帳票詳細要件^{*2 *3} *2 回答に当たっては、「補足資料 1_様式 6 及び様式 7 に係る回答の手引き」を参照してください。 *3 帳票レイアウトも併せて御提供ください。その際、該当する帳票要件が分かるよう、ファイル名を工夫してください。 ● その他要件に関する本市からの質問事項 [対応する回答様式] 様式 4 確認事項一覧
仕様書に対する意見	● 仕様書に対する意見や提案 [対応する回答様式] 様式 8 意見票

要件	依頼事項
開発、運用・保守に係る費用	● 開発費用（システム導入、研修等に係る費用等）*4 ● 移行・連携対応費用（データ移行、連携対応に係る費用）*4 ● 運用・保守費用（システムの運用・保守に係る費用）*4 [対応する回答様式] 様式5 見積書 *4 費用見積りに当たっての前提条件等は仕様書を参照してください。
その他	● 上記に関連する有用な情報・提案 ● 製品・サービスのパンフレット・カタログ、帳票サンプル等の提供 [対応する回答様式] 様式の定めなし（書式自由）

3 実施期間等

(1) 実施期間

令和6年7月8日（月）から令和6年8月1日（木）まで

(2) 参加表明

本件に参加いただける場合、次の要領にて御通知ください。参加表明いただいた方に対して、資料一式を電子メールで配付します。なお、参加表明後に辞退する場合は、辞退する理由を記載した書面（書式自由）を作成の上、同様の方法で本市に必ず御連絡ください。

- 受付期間 : 令和6年7月18日（木）正午まで
- 通知方法 : 参加の旨と連絡担当者を記載した電子メールを以下の送付先へ送付
- メール送付先 : 支援事業者及び川崎市健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課担当
- メールアドレス : JPABKAWASAKI_NPDL@abeam.com
40kokufu@city.kawasaki.jp
- 件名 : 【川崎市 RFI】参加表明（参加事業者名）
- その他 : 資料一式を受領後、下記①又は②の連絡先へ資料が到着した旨を御連絡ください。

連絡先①：川崎市健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課国民年金担当

電話番号：044-200-2639

連絡先②：川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課システム標準化担当

電話番号：044-200-3486

すべて日本語による対応とします。

4 資料提供依頼に関する質問

(1) 質問方法

本依頼について質問がある場合は、次の要領にて御連絡ください。

- 提出期限 : 令和 6 年 7 月 22 日 (月) 正午まで
- 通知方法 : 質問票 (様式 1) を添付し電子メールを送付
- メール送付先 : 支援事業者及び川崎市健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課担当
- メールアドレス : JPABKAWASAKI_NPDL@abeam.com
40kokufu@city.kawasaki.jp

※メール送付後、電話にて到着確認の御連絡をお願いします。連絡先については、3 (2) と同様です。

- 件名 : 【川崎市 RFI】資料提供依頼に関する質問 (参加者名)
- その他 : すべて日本語による対応とします。

(2) 質問の回答

質問内容に関する回答は、以下のとおりとします。

- 回答日 : 令和 6 年 7 月 24 日 (水) 予定
- 回答方法 : 質問回答の一覧を、全参加事業者の担当者へ電子メールで送付します。
- その他 : 回答の準備が整えば、回答日を待たずに送付します。

5 依頼資料の提出方法

資料の提出については、電磁的記録媒体を貴社にて御準備いただき、次のとおり御提出をお願いします。

この際、本依頼で提示している提出様式については、今後の分析等に活用するため、PDF 等への変換を行わずに御提出ください。なお、様式以外で提出いただく資料 (例: 提案システムのパンフレット) については、PDF 等編集のできないデータ形式で構いません。

また、本市から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合、提案内容を示した資料を回答と併せて電磁的記録媒体に格納してください。追加提案等については、特に様式の指定はありません。

- 提出期限 : 令和 6 年 8 月 1 日 (木) 17 時 00 分まで
- 提出方法 : 回答一式を格納した電磁的記録媒体 2 部 (正・副) を川崎市健康福祉局
医療保険部国民年金・福祉医療課執務室 (川崎市役所本庁舎 14 階)
まで持参

6 ヒアリング等

本 RFI 参加者に対し、提示いただいた資料に係る確認事項等についてヒアリングさせていただくことがあります。また、提出された資料に対し、照会又は追加の資料提出を依頼する場合があります。

7 留意事項

- (1) 本依頼の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 御提供いただいた資料に関しては、返却しません。
- (3) 本依頼で御提供いただいた資料については、「国民年金事務の標準準拠システム及び住基異動

者データ格納機能導入並びに運用保守等業務委託」の仕様検討の範囲内（「国民年金事務システム標準化に係る移行計画作成支援業務等委託」を委託している支援事業者を含む。）において利用します。また、御提供いただいた資料は、提供事業者に無断で第三者に開示することはありません。

- (4) 本依頼で知り得た情報及び本市から提供した資料については、本依頼の範囲内のみで利用し、他の目的での利用や第三者への開示を禁じます。
- (5) 本依頼の実施をもって、本市が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束したりするものではありません。また、本依頼を辞退した事業者について不利益に取り扱うことはありません。
- (6) 本依頼は、今後の調達に係る契約に対する意図や意味を持つものではありません。
- (7) 提出を受けた資料等については、今後作成する調達仕様書に反映する場合があります。そのため、機密性が高い情報を含む場合、該当箇所にその旨を記載してください。

以上